○角田市契約業者指名基準

平成７年３月29日告示第20号

**改正**

平成10年５月20日告示第42号

平成12年５月10日告示第60号

平成14年４月17日告示第50号

平成17年４月22日告示第40号

平成21年４月20日告示第47号

平成23年２月２日告示第９号

平成25年６月25日告示第89号

角田市契約業者指名基準

（趣旨）

**第１条**　契約業者の指名に関する基準については、競争入札参加者の資格を定める基準（平成７年角田市告示第25号）に定めるもののほか、この基準の定めるところによる。

（格付工種の指名）

**第２条**　格付工種の工事を指名競争入札に付そうとするときは、当該工事の予定価格に応じ別表第１に定める等級に格付された有資格者のうちから指名するものとする。ただし、必要がある場合は、上位及び下位の等級に付された有資格者を指名することができる。

２　引き続き継続工事が発注され、その工期が重複することが明らかな場合においては、当該予定工事の予定価格の合計額を基準として、第１項本文の規定を適用することができる。

３　格付工種の工事のうち、次の各号のいずれかに該当する工事については、第１項の規定によらないで指名することができる。

（１）　特殊な工法又は資材を要する工事

（２）　工事の施工に当たって安全管理上特に配慮を要する工事

（３）　予定価格に比して高度な施工能力を要する工事

（４）　角田市請負業者選定委員会が特に必要と認めた工事

（指名基準）

**第３条**　工事を指名競争入札に付そうとする場合の指名に当たっては、有資格者の次に掲げる事項について勘案しなければならない。

（１）　不誠実な行為の有無

（２） 経営状況

（３） 工事成績

（４） 当該工事に対する地理的条件

（５） 手持ち工事の状況

（６） 当該工事施工についての技術的適性

（７） 安全管理の状況

（８） 労働福祉の状況

２　当該工事の施工に関し、建設業法（昭和24年法律第100号）第16条各号の一に該当する下請契約を締結することが明らかであると認められる場合においては、同法の規定に基づく特定建設業の許可を受けた者を指名するものとする。

３　物品の購入その他の契約については、第１項の規定を準用する。

（指名業者数）

**第４条**　工事及び購入等を指名競争入札に付そうとするときは、当該契約の予定価格に応じ別表第２に定める区分に従い、業者を指名するものとする。

（共同企業体）

**第５条**　締結しようとする契約の内容により、共同企業体を指名することができる。

（委任）

**第６条**　この基準の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

**附　則**

この告示は、平成７年４月１日から施行する。

**附　則**（平成10年５月20日告示第42号）

この告示は、平成10年５月20日から施行する。

**附　則**（平成12年５月10日告示第60号）

この告示は、平成12年５月10日から施行する。

**附　則**（平成14年４月17日告示第50号）

この告示は、平成14年４月17日から施行する。

**附　則**（平成17年４月22日告示第40号）

この告示は、平成17年４月22日から施行する。

**附　則**（平成21年４月20日告示第47号）

この告示は、平成21年４月20日から施行する。

**附　則**（平成23年２月２日告示第９号）

この告示は、平成23年２月２日から施行する。

**附　則**（平成25年６月25日告示第89号）

この告示は、平成25年６月25日から施行する。

**別表第１**（第２条関係）

| 工事種類 | 等級 | 予定価格 |
|---|---|---|
| 土木工事 | A | 1,500万円以上 |
| 舗装工事<br>建築工事<br>水道施設工事 | B | 1,500万円未満 |
| 電気工事 | A | 1,000万円以上 |
| 管工事 | B | 1,000万円未満 |

**別表第２**（第４条関係）

| 予定価格 | 指名業者数 |
|---|---|
| １億5,000万円以上 | おおむね12業者 |
| 5,000万円以上　１億5,000万円未満 | おおむね10業者 |
| 500万円以上　5,000万円未満 | おおむね８業者 |
| 500万円未満 | おおむね５業者 |